

(1) 介護保険対象料金

介護保険給付額に変更が生じた場合には、変更された額にあわせて、ご契約者(ご入居者)の負担額を変更します。

① 個室ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービス単位(1日あたり)

介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	682	753	828	901	971

※利用者負担割合1割の場合

② 加算 別表をご確認下さい。

(2) 介護保険対象外料金

① 個室ユニット型居住費及び食費(1日あたり)

対 象 者		負担区分	居住費	食費
		基準額	2,066円	1,445円
世帯全員が 市民税非課税者	生活保護受給者	第1段階	880円	300円
	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	880円	390円
	保険料の所得段階とあわせ 本人年金収入等 80万円超 120万円以下	第3段階①	1,370円	650円
	保険料の所得段階とあわせ 本人年金収入等 120万円超	第3段階②	1,370円	1,360円
上記以外の方		第4段階	2,500円	1,800円

※ 負担限度額認定を受けている第1段階から第3段階者の居住費・食費については、認定証記載の額とします。

※ 入院等により喫食がない場合であっても、食事止め時間以降による連絡の場合には、食事代が発生します。

※第4段階該当者が外出や入院等で欠食が生じた場合には下記に記載の額で清算します。

(1) 朝食 450円 (2) 昼食 750円 (3) 夕食 600円

※ 関係法令に定める費用の額に変更が生じた場合には、変更後の費用の額に変更するものとします。この場合には、速やかに利用者及びその家族・代理人等に変更後の費用の額について連絡・説明を行うものとします。

② その他の料金（実費記載の個人の用に要するものは、預り金で清算）

ア. 特別な食事の提供 500円／食

イ. おやつ代 180円／食

ウ. カフェ参加費用 200円／回

エ. 事務管理費 100円／日

※自治体等への申請や届出等、諸手続きに関する費用を含む

オ. 居室内で使用する電化製品1品につき 50円／日

カ. 複写物の交付 1枚10円

キ. 理・美容代 実費

ク. 日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

ケ. 入所者の希望により提供する教養娯楽に要する費用 実費

コ. インフルエンザ等 予防接種費用 実費

サ. 通院や訪問歯科に伴う診療費及び医薬品費 実費

シ. 外部クリーニング店に取り次ぐ場合の私物洗濯代 実費

ス. 上記に記載するもの以外で、入所者の個人の用に要するものについて 実費

## 介護保険対象料金(1割負担者の場合の金額)

加算項目	基本単位	算定要件
日常生活継続支援加算	46 単位/日	要介護 4、5 の入所者 70%以上、 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が 65%以上の何れかに該当する場合
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46 単位/日	夜間の人員を基準以上に配置している場合
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位/日	常勤専従の機能訓練指導員を1以上配置し 個別機能訓練計画書を作成、計画に基づき 機能訓練を実施し、評価を行っている
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位/日	
看護体制加算(Ⅰ)イ	12 単位/日	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)イ	23 単位/日	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置
初期加算(入所日から30日、 30日以上入院後再入所時)	30 単位/日	入所日から30日間、30日を超える病院等へ の入院後に再び利用を開始した場合
外泊時加算(6日間、月をまた がる場合には連続12日)	246 単位/日	外泊(又は入院)した日の翌日から起算して 6日(1回の外泊又は入院で月をまたがる場 合は最大で連続12日)
協力医療機関連携加算	100 単位/月	入所者の現病等の情報共有を行い、急変時 の相談や診療、入院受入れ等が出来る体制 が取れるように、協力医療機関と連携を取っ ていることを評価
退所時情報提供加算	250 単位	医療機関へ退所する入所者について、退所 後の医療機関に対して、入所者の生活支援 上の留意点等の情報を提供する場合 1回のみ
療養食加算 (1日につき3回を限度)	6 単位/回 18 単位/日	疾病患者である入所者に対し、療養食を提 供することを評価
退所時栄養情報連携加算	70 単位	低栄養状態にあると医師が判断した入所者 の退所先医療機関等に対し、栄養管理に関 する情報を提供した場合
再入所時栄養連携加算	200 単位	切れ目なくサービスを提供する観点から、栄 養管理を必要とする入所者の再入所受入れ を行った場合、1回に限り算定
安全対策体制加算	20 単位	入所時に1回に限り算定
安全管理体制未実施減算	5 単位/日	運営基準における事故発生の防止等のた めの措置が講じられていない場合

加算項目	基本単位	算定要件
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、利用者のニーズに応じたサービスを提供することを評価
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	入所者ごとの栄養状態の維持及び改善を図り、入所者情報を厚生労働省に提出
ADL 維持等加算(Ⅰ)	30 単位/月	評価期間中の日常生活能力の評価値平均により、(Ⅰ)又は(Ⅱ)のどちらかに決定
ADL 維持等加算(Ⅱ)	60 単位/月	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 単位	口腔衛生の管理を計画的に実施
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 単位/	口腔衛生の管理情報を LIFE へ提出
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 単位/月	科学的介護情報システムへのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組みを推進
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位/月	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位/日	介護福祉士 80%以上 勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位/日	介護福祉士 60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位/日	介護福祉士 50%以上、常勤職員 75%以上 勤続 7 年以上の職員が 30%以上
新興感染症等施設療養費加算	240 単位	新興感染症のパンデミック発生時等に、施設内で感染した高齢者の療養を行うことを評価するもの
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険対象単位数合計×1000 分の 140/月	

※ 介護保険負担割合は、負担割合証の割合に応じた金額となります。毎年、負担割合証の提示をお願いします。(適用期間:毎年8月1日から翌年7月31日)提示がない場合には、償還払い扱いとなります。

※ 1ヶ月の利用単位数合計に、地域区割り45%(地域区分加算)が加算されます。

※ 事業所の職員配置状況や、ご入所者の状態に応じて加算額に変更生じる場合には、文書にて事前に説明を行います。